

## 随意契約理由書

件名	本庁舎1号館VAV整備業務
契約の相手方	日本ビルコン株式会社 神戸サービスセンター
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約の理由	
<p>当該VAVユニットは、本庁舎執務室内の空調温度を制御をしている機器であり、本庁舎執務室内の空気環境管理に必要不可欠な設備である。</p> <p>本業務はVAVユニットのオペレーター(基盤、駆動部部品)の取替を行うものであり、メーカー独自の構造・規格をもって製造、設置され又構成部品についてもほとんどが自社製品であるため、他業者では整備業務を実施することが出来ない。</p> <p>上記業者は、当該機器を製作した日本ミツコ株式会社のVAVユニットのメンテナンスを全面的に引き継いでいる株式会社タックの関西地方唯一の委託業者であり、また機能・構造等の専門的技術についても熟知しており、業務を遂行できるのは上記業者だけである。</p> <p>以上の理由により、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	行財政局 庁舎課 庁舎管理係 (電話番号 322-5067)